

第八回国会 文部委員会 議 録 第 五 号

昭和二十五年七月二十九日（土曜日）
午後三時五十一分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君
理事 岡延右二門君 理事 園谷 光衛君
理事 小林 信一君
尾關 義一君 大谷 武一君
甲木 保君 佐藤 昌三君
佐藤 重遠君 根本龍太郎君
細田 榮藏君 山口六郎次君
若林 義孝君 笹森 順造君
坂本 泰良君 今野 武雄君
浦口 鐵男君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君
全国選挙管理委員会事務局局長 吉岡 惠一君
文部政務次官 水谷 昇君
文部事務官(官) 森田 孝君
文部事務官(初等中等教育局長) 辻田 力君
文部事務官(大文学術局長) 稲田 清助君
文部事務官(調査普及局長) 關口 隆克君

委員外の出席者

議員 生田 和平君
專門員 石井 勲君

七月二十九日

委員 柏原義則君、周東英雄君、高木章君、飛嶋繁君及び平島良一君辭任につき、その補欠として尾關義一君、

細田榮藏君、大谷武一君、佐藤昌三君及び山口六郎次君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案(内閣提出第五号)(参議院送付)を議院に付した事

○長野委員長 これより会議を開きます。昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案(内閣提出第五号)(参議院送付)を議題といたします。

本法律案は、去る二十七日参議院より送付、本委員会に付託せられまして、さきに当委員会において予備審査中のものと同一の議案であります。これより質疑を許します。

○今野委員 この間、選挙管理委員会の方に、資料を要求しておいたのですけれども、出ましたでしょうか。
○吉岡政府委員 このほど今野委員のお話で、現在地方議会の欠員がどのくらいあるか、結局教育委員会の委員の選挙をすれば、そのとき同時選挙をやる人数でありますか、全都道府県について、しつかりした調べをするのとまがございませんでしたので、教府県につきましても、これは東京、北海道、神奈川県、埼玉、大阪、広島府県だけであります。これについて調べましたところ、都道府県議員につきましても、選挙区の総数が百六十一でありまして、そのうち欠員のある選挙区が十四ございまして、欠員の数もたまたま十四人でありまして、これが結局一割弱、九分くらいになりますから、ほかの府県も大体これに似たようなものではないかと考えられます。

それから市町村議員の欠員であります。これは調べました都道府県の市町村の数が千三百十三でございまして、そのうち欠員のございまして市町村の数が六百五十五、これは欠員がどのくらいあるかはつきりわかりません。従つてこの六百五十五の千三百十三に対します割合は約五〇%、半分であります。従つて市町村議員の補欠選挙を一緒にやるものは、大体半分ぐらいいやないかと想像していいかと思ひます。

○長野委員長 この際委員長より御相談申し上げたいと思ひます。会期もいよいよ切迫いたして来ましたので、できるだけ質疑は簡単にお願ひしなして、五分か、あるいは長くても十分程度で切り上げていただきたいと思ひます。

〔発言する者あり〕

○長野委員長 大体その辺を用途として、あとは適当にお願ひいたします。

○坂本(参)委員 最後に大臣に御質問いたしたいのは、教育職員の政治活動の問題でございます。この問題は、参議院の選挙以来自由党の方々が、非常に神経質に考えられておる点だと思ひます。文部省の方で、この

参議院選挙後におきまして、地方連絡課長の名前をもつて、教育長に對して選挙の調査を命じておる。私は、この調査を命ずることそのものには、反対ではありませんが、もし教育長にやるならば、民主的な団体である日教組もあるから、これにも調査を依頼しなければならぬ、そういう点が先日からの、一昨日の連絡会議におきまして、地方委員会の方でも質問があつたところでありまして、結局文部省は、一つの調査の資料にするということをやられたのであります。そういったことと、一昨日から新聞に発表され、すでに国会に仮提出になつておる。この自由党の議員提出による公職選挙法百三十七条の改正の問題があるのであります。この選挙の調査を、いわゆる官僚的の教育長に對して求めたいのは、やはりこういう場合の裏づけをするものじやないかという疑問が非常に大きくなつて来る。そうしますならば、文部省たるものは、一政党の下働きをするというふうにも、誤解を受けるのであります。かような場合においては、この地方連絡課長名義で調査されましたところの資料をもつて、今後かような公職選挙法の改正問題などが現われた場合において、その裏づけの資料となす危険性があるのであります。その点について、大臣の所見を承つておきたい。

○天野國務大臣 先日、たび／＼申し上げたと思ひますが、この資料といふのは、私どもは、何もそういう一党一派に偏したことに用いようという考へは、全然持つておりません。

○坂本(参)委員 はつきりした明言を聞きましてから、新たな法律の審議の際も、そのおつもりでひとつやつていただきたいと思ひます。ことに教員の問題につきましては、これは憲法制定当時、また教育基本法が制定された当時、あの基本法の第八條にもありますように、やはり教員は良識ある公務員といふことを最初に言つてあるものであります。その良識ある公務員といふのは、やはり教員も社会人であり、自由な立場で社会的教育的、また

教育の方面においても十分な知識を受けるのであります。そして、やうにやらなければならぬといふことだと思ひます。戦争前のような、あの言論の圧迫下におきましては、由らしむべし、知らしむべからずという方針のもとに教育が立てられたから、かようなことになつたのであります。それがこの教育基本法によつて、また憲法によつて、かような原則が確立されまして、それがあの参議院選挙によつてある政友が、極端に申しました。先日内谷さんのお話がありました。もちろん参議院の選挙におきましては、日教組の候補者は、社会党の公認で出たのであります。しかしその成果を収めたのであります。しかし、これは自由党の方々が、いわゆる教員の眞の生活の安定と、それからつばな教育をなすだけのことをやられないから、さういふ結果が発生したのであります。

これは社会党の政策に対して共鳴したからであります。だから、かような参議院選挙の結果をもつて、天下の大政党であるところの自由党が、かような法律を出さんとする、しかも仮提出になつておるこの選挙法を見ますと、私立大学の職員、教員に対しても、これを制限せんとするものである。これは戦争前よりむしろ知らしむべからずというふうに教員を押しつけて、そうして一方的な教育をなさんとするものであつて、まことにこれは危険千万なものであるであります。従つてわれ／＼といたしましては、現在のこの教育基本法第八條の建前において、また現在の公職選挙法百三十七條の程度であつてよろしいと思つて、そしてこの地方公務員法の問題の場合は、別に論議すべきものであつて、この仮提出になつておるような選挙法が出んとする場合には、まづたつた教員の政治活動を制してしまふものである。従つてかようなものに対して、文部省としてはいかなる見解を持つておられるか、教育基本法の方針に基いて、教員の政治活動に対して、いかなる限界においてその政治活動を認めるか。現在のままでよろしいじやないかと私は思うのであります。その点についての見解を承りたい。

○天野國務大臣 私は、これもたびたび申したことでございますが、教育者というものが、その社会的なあり方からいつて、ある程度の制約を受けるという事は、これはやむを得ないことだらうと思つて、ただ問題は、その制約がどういふものであるかということでございます。私は何ら聞くところがありませんから、別に今意見を述べ

べることもございませぬ。
○坂本(泰)委員 最後に一点だけ伺います。聞くことがないとおつしやいます。すでに本院において仮提出になつておるのであります。現在の教育基本法第八條、公職選挙法百三十七條の限度でよろしいと思われるかどうか、その点の御見解を承りたいと思つておる。

○天野國務大臣 私は何も聞いておらないといへば、何も聞いておられない、全然聞いておりません。ですから、何これに対して、今坂本さんが予想されるようなことについては、何にも私は知りません。教育基本法の精神が十分実践されるという事を、私は希望してやまないだけでございます。
○坂本(泰)委員 そういたしましたから、第八條の点ではつきりしましたから、この教育の選挙について、現在公職選挙法百三十七條の制限があるだけであります。大臣は、この限度でいいという御見解ですかどうですか、その点を承つておきたいと思つておる。

○天野國務大臣 私はそういう限定された問題については、ただいま意見を述べることができないことを、御了承願ひたいと思つておる。
○坂本(泰)委員 いや、限定された問題じやない。見識あるわれ／＼の尊敬をいたしますところの大臣が、教員の政治活動について、現在の公職選挙法の規定の限度でいいか、もつと強化しなければならぬか、あるいはもつとゆるくしなければならぬか、その点の御見解を承りたいのであります。

○天野國務大臣 そういう政治活動の制約といひましようか、制限といひましようか、それをどらいう範囲にするかということ、その範囲によつて、教育基本法の精神が十分実践されるわけですが、それにはいろいろ方法が考えられるだらうと思つておる。それを私は十分研究せず、またあなたが今予想されておるようなものは何も知らないうちで、私は今ここで何も御答弁できないといふことを申したわけでありませぬ。

かということ、その範囲によつて、教育基本法の精神が十分実践されるわけですが、それにはいろいろ方法が考えられるだらうと思つておる。それを私は十分研究せず、またあなたが今予想されておるようなものは何も知らないうちで、私は今ここで何も御答弁できないといふことを申したわけでありませぬ。

○坂本(泰)委員 今後どうなるかという事は、これは国会でも審議になつておられますから、わかりませぬ。ですが、すでに自由党の方々の委員の案として、仮提出になつておられます。また新聞紙においても報道されておる。やはり公職選挙法百三十七條以上、教員の政治活動を制しようという現在の情勢にある。そこでお聞きしたいのであります。この情勢下を忘れまして、圓谷氏の言われるように、この公職選挙法の運用で、あるいは社会党いきになり、自由党いきになるかもしれませんが、私はこの公職選挙法百三十七條の、現在の規定で十分だと思つておる。大臣は、現在のこの百三十七條の限度でいいと思われるか、あるいは今若言われておるやうに、もう少し政治活動を禁止しなければならぬように思われるか、その点の御見解を承りたい。

○水谷政府委員 私からひとつお答えしたいと思います。それは……。
○坂本(泰)委員 政務次官は自由党員だから、大臣にお聞きしたい。
○水谷政府委員 今野君にお答えした点があるのですが、それを聞いてからという意味の御質問がござりまして、すで

に私が今野君にお答えした点がありませぬから、その点をひとつ申し上げたいと思つておる。ただいま坂本さんの御質問を伺つておきますと、自由党の方から選挙法の改正の案が出ておるといふ前提のもとのお尋ねであります。大臣がお答えになりましたように、もしそれが出るといふことになると、国会においで皆さんが御審議なさるのでありますから、御審議なさる前に、私もそれがそれに対する御意見を申し上げたいと思つておる。適當でないと思つておる。妥當でないと思つておるから、差控えたいと思つておる。

○坂本(泰)委員 私は具体的な法律の審議にあつて、その見解を聞いておるのじやない。現在の公職選挙法の百三十七條より以上はこの教員の政治活動を制しようという空気があるから、私としては教員に対しては、現在の選挙法の百三十七條で十分だと考へておるのであります。しかし文部省の大臣であられる方は、この教員の政治活動につきましても、なおより以上に制しなればならぬか、あるいは現在の程度でよろしいか、あるいはもつと寛大にすべきか、その点についての大臣の御見解を承つておるのであります。

○天野國務大臣 私は先ほどから申しますように、この法案は何も知らない。ただ坂本さんのように言われますと、どこに一体教員の政治活動の限界を置くかということ、これはまた客観的な情勢にも準拠することだと思つておる。そういうことを現在教員諸君がなされておるのか、そういうことも関連を持つて来ることだと思つておる。そういう意味で、私は軽々しくこれがいいんだ、こ

れよりあとだといふことは、責任ある位置におつて言いかねるという事は、御了承願ひるだらうと思つておる。しかし、議員が提出されて可決されれば、この間今野さんにお答えいたしましたように、民主政治としては、多数に從つて行くということが原理だから、私はそれに從つて、それを忠実にやるよりしかたがないというのであります。

○坂本(泰)委員 かような仮提出が出て来るということが前提になつたから、非常に大臣も用心しておられるやうであります。われ／＼は社会人として、また教育者の一員として、現在の教育基本法第八條、公職選挙法百三十七條の程度で、この運用をよろしくやればよろしい、こういうふうな解して、あらためてこれを制約する法をつくるか、あるいはこれを寛大にする法に変更するとかいふ必要はないと思つておる。この点について大臣は、すでにできておられます。教育基本法と、公職選挙法のこの限度でよろしいかどうか、承りたいのであります。客観的事情というものは抜きにして……。

○長野委員長 坂本君にちよつと申し上げます。実は先ほど申し上げた通り、時間も大分切迫しております。しかしあなたの質疑は非常に重要なことと思つておる。もちろん大臣からは、ここで御答弁があると思つておるが、これで大体終つて、あとで一般質問の機会もありませんし、やや距離もあるやうです。その方でもやつていただきたらいい。この際、この問題についてはこの邊で……。

○坂本(泰)委員 私は現在の終戦後における日本の教育の大方針に基くとこ

るべきであると思つておる。その点については、先ほど申し上げた通り、私は何も聞いておらない、全然聞いておりません。ですから、何これに対して、今坂本さんが予想されるようなことについては、何にも私は知りません。教育基本法の精神が十分実践されるという事を、私は希望してやまないだけでございます。

ろのこの教員の職にあるものは、現在のこの程度で十分で、これは弾力性のあるようにできているのだから、左右せずに、新憲法下において、できましたところのこれを押し出して行つて、そうしてこれの運用をやるべきものである。この根本はかえぬでもいいじやないかと自分は思うが、大臣の御見解はどうかとお聞きしているわけなんです。

○長野委員長 ただいま大臣のお答えを求めますが、しかし大分この問題とは距離があるようですから、なお御質疑があれば、あとで時間を差上げますから、これだけお含み願つておきます。

○天野國務大臣 坂本委員のお考えは、御見解として、私は十分考慮に当てはまる値打のあることだと思ひます。それは私もよく考慮いたしたいと思ひます。

○今野委員 まず最初に事務当局にお伺いしたい。第七国会で教育委員会法の改正をやつたのです。あれは第六国会からつと継続ではないけれども、再提出してやつた。ところがそのときに、文部省の方で言われていたけれども、ともかく今年には教育委員会の選挙があるのだから、ぜひともやらなければいかぬというので、あれをやつたわけなんです。ところがあれだけ一生懸命に教育委員会の選挙があるのだからといつてあの改正をやつて、そのときにちやんと国勢調査は十月一日にやるといふことはわかっているのですね、はたしてあのときにはそういうふうな文部省の独善であれを立案され、ほかにちやんと閣議にかけたらできていたのではありましようが、今度の改正の趣旨のことは、そのときに、すでにもう出て

いたはずであります。ところが、そのときには、その点には何も触れられなかつたのです。一体どうしたわけか、そのときにはわからなかつたのかどうか、ひとつ率直にお答え願ひたいと思ひます。

○關口政府委員 お答え申し上げます。十分な連絡が欠けておつたかも知れません。今年の国勢調査が、従来予想されておつた国勢調査とは、規模、方法において非常に違うものだからといふことは、十分御承知くださつておることと思ひます。説明にもありますように、非常にたくさん記入すべき調査書を持つて、戸別訪問をして書入れをして行くという、むずかしい調査方法をとつておるといふことは、御了承願ひることと思ひます。

○今野委員 私の間に答えていた大きいと思ひます。つまりそういうようなものを含めて、ちやんとわかつておつたのかどうか。

○關口政府委員 お答えいたします。公職選挙法で、はつきり選挙の期日がきまつたのでございまして、公職選挙法が議員提出の法律案であることも御承知の通りでございます。なおあわせてこのたびの国勢調査の方法が、当時予想されておらなかつたといふことは、申し上げられると思ひます。

○今野委員 どつちなんですか、公職選挙法で、なるほど新たにきめ直したと思ひます。しかし十月五日にやるといふことは、もう教育委員会は初めからのことです。それはわからないうちはずはない。それから国勢調査も十月一日にやるといふことではわかつていて、その後変更があつたといふように承つ

てよろしいのですか。

○關口政府委員 どうも御満足に行くような明確な答弁ができなくて、はなはだ申し訳ないのですが両方ございませう。

○今野委員 私はそれがちよつとよくわからないのですけれども、では国勢調査の今のような方法でやるといふことは、いつきまつたのですか。

○關口政府委員 私どもがきまつたものとして聞きましたのは、公職選挙法がきまつてから、やればばらく後のことでございます。

○今野委員 私はいつごろか、日が開きたいのですけれども、その点聞けないのは、はなはだ残念です。ただ非常にござんたといふことは、その点でよくわかる。大体十月五日に選挙があるといふことは、わかり切つてゐる。しかもこの前の第五、第六国会、二度もこの教育委員会法の改正を出しておる。その時には何も言わないで、今になつて急にだしておる、こういう点は非常にござんたと思ひます。

その点はそのくらいにしておきます。それでは、その次に大臣にお伺いしたいのでありますが、先日私は政府委員にお伺いした、どういふことをお伺いしたかという、その時には地方自治庁の長官も来ておられた。鈴木さんから、次の臨時国会に地方公務員法を出そうと思つておるといふお話があつたわけでありまして、それから自由党では、やはりさつき言つたような議員の選挙活動を禁止する、そういうふうなことをやろうといふことは、前々からこの国会が始まる前から新聞にも出ていたし、そのことは御承知かと聞いたら、承知である、その程度には知つて

おる、こゝろのことであつたわけでありませう。そこで私は聞いたのでありませう。つまり十月五日にかりに選挙をやるとすれば、教員はおそらく今まで通りに選挙活動ができるであらう。ところが十一月十日になれば、それはおそろくできなくなるであらう、こういう見通しが立つたが、その点についてはどうかと言つたら、たいへんお答えにくうやうでありましたが、結局御説の通りです、こういうお答えを得たわけでありませう。そうしてみると、やはりそのこと、もう一つ文部省では、参議院選挙後に、選挙運動に関する調査をやつておるといふこと、そういう事柄を全部しんじやくして考えたと、やはりこの法案が出されたことは——これはもちろん政府で出したのでありませうが、政府と興党とは、これはもちろん一体の関係にあるわけでありませう。従つて、やはり何か世間のいわゆる李下に冠をただすような、疑いを受けても、しかたがない、そういうふうな考えられるわけでございます。そしてなほ国勢調査と一緒にやつてはいけなないといふことについては、いろいろと理由がありそうに見えるのでありませう。これも前例のないことでありませう。それからそれより以前、たとえは一月前まで繰上げ選挙はできるわけでありませう。九月十日なり二十日なりにそれをやつては、どうして都合か、という点についての理由づけなどは、至つて薄弱である。こういう点をあわせて考えると、いかにもこれが一方的な、党派的な意見によつて、出された法案のようにならるるわけでありませう。そう考えられることは、文部省としては非常に迷惑であり、遺憾なことである

といふことを、この間も政府委員がおつしやつておりましたが、その点について、天野さんは一体どうお考えになりますか。そういう疑いを受けるようなことを、やはり政府はやつてよろしいと考えるかどうか、その点をちよつとお伺いしたい。

○天野國務大臣 私はこれは全然事務的なことだと了解して参りました。これに今野さんのような深い考えがあるなどということは、全然思ひ及ばず今日に至つたわけでありませう。

○今野委員 事実私は、天野さんはその通りだと思ひます。ところが、だん／＼事柄がこうはつきりして来た。そして二、三日前から、自由党から教員の選挙活動禁止に関する法案がちら／＼と出たり入つたりして、最初は教育公務員特例法が出され、その次は公職選挙法百三十七条——この百三十七条のごときは、特にはつきりしているのです。御承知でもありませうが、ともかく児童や父兄を使つて選挙をやつてはいけなないといふのが、百三十七条なんです。ところがそれをかえるといふことは、必要ないのです。それを在職中とかえるのは、何のためにかえるのか、さつぱりわからぬ、非常に悪意を感じるのです。そういうものがちら／＼と見えてゐる。そういう情勢を考えると、いやでもおつて、客観的には政府と興党と一緒にやつてゐるといふふうに見えるわけでありませう。そういうことを、私こそ申したのでございまして、おそろく天野さんも、その点よくおわかりになつたらうと思ひます。そういう上、しかもこういうものを強行

して通過させようということには、何か不明朗なものを感じないかどうか、その点を伺いたい。

○天野国務大臣 やはり人間は、今野さんもお考えのように、いつも置かれていた環境で、物の考え方が非常に違つて来ますので、私は全然事務的なことと考へて、一点そういうことを考へませんでしたから、今あなたから伺つても、ただちにこれはどうだというように、いまだ考へるに至つておりません。要するに私はそういうように事務的に全部やるという考へで自分はおります。

○今野委員 その次に、この閣選管理委員会に資料を要求しておきまして今日若干のことが出て参つたのでありますが、この十月五日に、あるいはそれ以前に、この選挙を行う場合には、ちよつと一緒に地方議員の補欠選挙が行われるはずであります。その大体の数を調べてみたのでありますが、今までの調べでは、都道府県では一割弱の議員が欠員になつてゐる。そのときに、教員委員の選挙が行われると、一緒に選挙する。それから市町村においては約半数の議員が欠員が出てゐる、そのためにその補欠選挙も行うわけでございます。これは現在の数字でありまして、今後十月までの間には、まだ数字がふえる見込があるわけでございます。こういう選挙というものは、特にこのように、政治情勢が世界的にも非常に変動がはげしい時代には、国民の意思は、機会あるごとに聞くべきなんです。これがほんとうに民主政治を確立するゆゑなんだと思つて。それで、こういうように公職選挙法に規定してゐる国民の当然の権利を、十一月十日

にしてしまへば、もう今度は四月選挙の六箇月以内ということになりまして、その選挙が行われぬことになつて、国民からそういう政治に積極的に参加する機会を奪うことになるわけでございます。こういう重大なことも含まれてゐるのであります。ああいう事務的な理由というものは、国民が政治に関與する重大な機会を奪うか奪わぬか、そういう政治的なものに、優先するかどうか、その点御見解を伺いたしたいと思います。

○天野国務大臣 私はどうも今野さんのように、そういうことを詳しく知らないもので、十分それに対して、はつきりしたお答えのできないことを遺憾としたものでございます。

○今野委員 私は、ただいままで非常に率直なお答えをいたして、たいへんありがたいと思つてゐる。だが同時に、やはりどんな法案でもそうでありまして、今度のこの簡単な法案の中に、一体どういう意味が含まれてゐるかというところを、十分御検討になつて、それから出されるのが当然だと思つてゐる。それが、さうでない、やはりこれは気がつかないで済まない問題が出て来るわけだ。気がつかないけれども、さうやつた結果が人殺しになつたとすれば、これは罪になるわけでありまして、これは人殺しという問題じゃないけれども、やはり日本の民主政治を確立し、教育の根本を建て直すためには、重大な問題であります。でありますから、こういうことについて、知らないからやるといふのなら、これは普通の法律ならば、しばらく提出を遅慮していただいて、次の機会によく研究して出していただきたい、そ

うお願いしたいところであります。ところが、これは次の機会では意味がなくなるわけでありまして、従つて当然今の御答へから出て来る答へは、これは廃案にするという御決定があつてしかるべきだと思つてゐる。十分政府でも検討を經ていないというふうに見えますから、当然廃案にすべきであります。こういうふうな考へられるわけでありまして、その御意思があらやいなや、その点をお伺いいたします。

○天野国務大臣 私は、自分はこの単に事務的なことと了解しておつたけれども、私以外にたくさんの方がいて、十分検討して、これを提出することがよいとしたものであつて、だから私はその説に従つて、これを提出してよいのだという考へであります。

○今野委員 そうすると、私は文部大臣を相手にしてもしょうがないということになる。従つてやはり総理大臣なり官房長官なりに来ていただきたい、とく御質問したその上でのなければ、承服したいのであります。当然今のところから、その結果が出て来るわけでありまして、これは私個人ばかりではない、やはり国民はそういうものに対して、十分聞きだす権利を持つてゐるわけでございますから、どうぞそのようにおとりはからい願ひたいと思つてゐます。

○長野委員 今野君にちよつと申し上げます。実は官房長官におきましては、ただいま離すべからざる緊急の要件があるために、その御出席ができないという通知があります。御了承願ひいたします。

○今野委員 それでは、この次の機会に譲りたいと思つてゐます。

○長野委員長 それでは今野君にちよつとお話いたします。あなたは、官房長官が見えられなければ、一應官房長官以外の質問はこれで済みませうね。——それでは小林信一君。

○小林(信)委員 やはり本法案の内容をいたしました、期日を延期した点で、お伺いしたいのですが、まず第一に前の教育委員会の選挙は、わが国に初めて行つたものであります。教育委員会なるものの趣旨を、一般国民に認識させるのに大分苦労したと思つて、しかし一般の認識というものは、ごく低調でありまして、相当乗権数があつたのじやないかと思つてゐます。その点何か御調査がありましたら、お伺いしたいのですが、全国的にどんな数字になつておりましたか。

○關口政府委員 大まかに申しまして、七割の投票がありました。ほほ三割の乗権がありました。

○小林(信)委員 七割の投票としまして、一般の選挙と同じような投票率、乗権率であるわけですが、しかしこの選挙の実態から考へますと、教育委員会というものは、これは一般の人たちには、非常に認識が足らずに、無関心であつたわけだ。しかし教育者がそのうした無関心で投票されることは、日本の将来の教育上重大であるという点からして、相当これには援助した形があると思つてゐます。それあたりが、最近各政党等で、教育委員会まで教員諸君に占領されてしまつた、それは結局選挙法が悪いのだというふうな風評まで、私聞いておるのですが、実際は教員諸君が教育の面で一般国民の関心を高めて、投票させなければならぬという点で協力したわけだ。それが結局教育者が集まつて、ある府県では、教員諸君が教育委員会にたくさんなつたというふうな結果に現れたと思つてゐる。実態からすれば、さうぶる低調だと思つてゐます。今回この法案を出した政府の態度等から考へますと、私は多分にそういう危険を考へるのです。まず第一の問題として、十一月十日という日に決定されておるのですが、十一月十日というのは、これは全国的に非常に農繁期だと思つてゐます。その点について、何か考慮なさつたかどうか、それを伺いたいと思つてゐます。

○吉岡政府委員 今お話の十一月十日は、相當な農繁期であることは確かでありまして、しかしながら、いろいろ大事な教育委員の選挙は、やむを得ぬじやないかというふうな結論に到達して、結局十一月十日ということにいたしました。

○小林(信)委員 そこが私の考へるところでは、やはり教育委員の選挙に対して、文部省が非常に軽く考へておられると思つてゐます。もしこのまま放置して、あの農繁期に選挙をやつたら、おそらく無関心な状態で放置されてしまふのじやないかと思つてゐます。いろいろ批判もあるわけなんです、この第二回目の選挙は、政府としまして、用心してかかるべき問題だと思つてゐます。従つてこの時期の選定等は、慎重にやらなければいけなかつたのじやないかと思つてゐます。それでまず第一番目に、国勢調査があるから延ばした、これがまず第一番に輕視しておるといふふうな感を一般国民に与えるし、しかもまた農繁期に持ち越したということが、

またその感を深くするものではないかと思ふのですが、この点私非常に遺憾に思つて居るところなんです。そこで今後五年目ごとに大きな国勢調査が行われるし、毎年何らかの国勢調査があるわけですが、その場合、今のような問題から考へて、政府はどう処置されるか、どういふ態度を持つておられるかをお聞きしたい。

○吉岡政府委員 国勢調査は大体五年先になります。従つて重複しますのは十年恒久的な立法をしなかつたかといふことになると思いますが、それはやはりもう少し慎重にいろ／＼な点を考へてやつたら、十年先のことであるから、これは恒久的な立法をしなくてもいいのじやないかといふので、さしあたりのこととしたわけでありませぬ。

○小林(信)委員 五年目ごとに行われる国勢調査というのは、大がかりな国勢調査だと思ふのですが、毎年々々何かの国勢調査があるのじやないですか。

○吉岡政府委員 そういふ国勢調査は、何つておりません。これは、こゝろいふふうにならざるに煩雑であるとか、弊害があるといふようなことで、選挙の予定を変更したといふような前例が、今までもあるのですか、これをお伺いしたいのです。

○吉岡政府委員 選挙の期日が法律で定まつて居るものは、あまりございませぬ。従つてそのときは、いろ／＼な事情を考へてきまつますので、法律で選挙の期日を動かすといふことは、あまりなかつたように思ひます。

○小林(信)委員 今の問題からいろいろ

る総合しまして、十一月十日という日を変更できるかできないか。先ほどからの御答弁では、できないといふふうなお話なんです。私は時期が非常にまづいと思ふのですが、これに対する御意見を伺ひたい。

○吉岡政府委員 もちろん十一月十日が最良の時期とは考へません。ただ文部省からのお答えの方が適当かと存じますが、あまり遅れますと、北海道等は雪が降つて参りました、選挙がなかなか／＼やりにくい。しかしそれ以上早めると、三十日前に告示をいたしますから、国勢調査の調査員がまわる時期と、選挙運動を始める時期とぶつかりまして、やはり弊害がありますので、どうしても一月ぐらいの余裕を置かなければいかぬといふことになつて、遅らせれば十一月十日でいい。繰上げた場合に支障のあることは、前々から説明を申し上げた通りであります。

○小林(信)委員 それでは先ほど文部大臣の御答弁の中でおつしやられてお尋ねしたいことがありましたからお聞きしますが、教職員の政治活動に対して、ある程度の制約をすべきだといふ大臣の御返答でした。この制約といふのは、現在政治活動にもいろ／＼あるわけですが、選挙活動が今問題になつて居る。これは大臣も一般からお聞きになられて、お考へになつておられることと思ふのです。やはりそれがある程度の制約の中に含まれての御返答だと思ふのです。公職選挙法に、教育者の地位を利用して云々といふ一つの条項がらつぱに載つて居るわけですが、なお教員諸君が、自分の教育者としての地位を利用して選挙運動をするといふことを一般にしない状態であつても、何かそ

こに弊害があるとお考へになつて、ある程度の制約をしなければならぬといふお考へであるかどうか、お聞きしたい。

○天野國務大臣 私が申しましたのは、もつとすべてを含めて言つて居るのです。何らかの制限が、教育者たるがためにあるといふことは、やむを得ないと言つたのです。だから、教育者の身分を利用してといふよりなことも、その一つに入ると思ふ。そういうふうにして、とにかく教育者のほんとうの使命を達成するようにするのには、どういふ方法にしたらよいかといふことについては、いろ／＼な方法が考へられるだらうと思ふのです。でありますから、私はその出た法案について、十分検討することが必要であつて、今私がこれ／＼といふことを、あなたにお答へする用意はございません。

○小林(信)委員 私もさういふ前提でお聞きするのではないのです。ある程度の制約とおつしやられておりましたので、これは重大な問題だと思ひます。おそらく教育者も、これに対しては非常に關心を持つと思ひます。そこで何らかの制約をしなければならぬ、こゝろいふお考へでおられるとすれば、また反面教育上悪影響もある、こゝろいふこともお考へになつて居るかどうか。一面において利益もあるけれども、弊害もあり、損失もあると思ひます。お考へなさい、お考へなさいといふのですか。

○天野國務大臣 私はさうむずかしいことを言つておるのではなく、きわめて平明なことのよりに思つておるのです。教育者の身分に關しては、教育基本法にもある通り、さういふような制限が伴う。だからして、その精神をど

の程度に盛ることがよいかどうかといふことは、いろ／＼問題があると思ふのです。それは十分に研究しなければならぬ、簡単にこれ／＼といふことを、今私は言えないといふことです。

○坂本(泰)委員 先日の連合審査会に、藤田委員からだつたと思ひますが、教育委員の選挙を施行するにあつて、前回は三億五千万円ばかりかかつておる。今回はそれ以上であらう。それに対しての対策は、何ら考へていないといふ政府委員の御答弁だつた。しかしこれは地方税法が今回通過するかどうか、明日になつてみなければわかりませんが、現在の地方財政において、この三億五千万円といふのは、全国一萬二千の市町村の一箇月の職員俸給に相当する多額なものでありまして、これに対して文部省が何ら關心を持つておられないといふのは、非常に遺憾にたえない。もしもこれが十一月に施行されることになりましたならば、これに対して、地方の財政だけにまかせずに、文部省といふことも、何らかの対策を考へられる用意があるかどうか。本日は大臣も見えておられますから、その点お伺ひしておきたい。

○關口政府委員 お答へいたします。地方自治庁の方と私の方と、事務的に相談を續けておるのであります。先日は、これ／＼こゝろいふことがもうきまつたといふふうにお答へができたのであります。連絡はいたしております。どうぞあしからず御了承願ひます。

○坂本(泰)委員 そうしますと、結局今の御答弁は、連絡をされて、さうして地方の財政上の負担がなるだけ軽減されるように、文部省としても善処さ

れるといふふうにお聞きいたしてよろしゅうございませぬか。

○關口政府委員 そういふようなことが出来るように、努力中でございます。○今野委員 先ほど天野文部大臣は、この点について事務的なことのみと思つていた、政治的なことがあると思つていなかった、大體こゝろいふことについて、御存じがないといふことであつたので、官房長官を煩わした次第であります。第一は、この十月五日に選挙をやりますと、その際に地方の補欠選挙がございませぬ。このことを全国選挙管理委員会について調べていた。これは正確な調査ではないとおつしやりましたけれども、大體都道府県においては一割弱、市町村においては約半数は欠員がある、こゝろいふことであつた。そうすると、十月までにはまだ見える見込みがある。そして十月五日あるいはその前に選挙をやれば、当然さういふ選挙が行われて、この変換のほげし今世相の中で、国民が自分の意思をはつきりと発表し、政治に積極的に参加する機会が与えられるわけでございます。ところが、十一月十日になれば、もう四月の選挙がその六箇月以前といふことで、この選挙が行われお尋ねした一つの点は、つまり事務上の問題が、国民が政治に参与するかどうか、さういふ点をお伺ひした、それをお答へが得られなかつたわけでありませぬ。その点を官房長官からお答へ願ひたい。

○岡崎政府委員 途中から参りまして、はつきり御質問の趣旨がわかりませんが、この問題につきましては、提案理由で御説明いたしました通りで、いろいろの点を彼此勘考いたしました。国勢調査を行うのにじやまにならぬように、また国勢調査と一緒になつて選挙運動にならないようにというところが、主眼になりまして、ほかの点では不便もあるでありまして、ほかの点では延ばした方が、結局のところ多少ともよい、こういう結論になりましたので、延ばしたわけでありまして、政治的な考慮というものは、何もないのであります。

○今野委員 それでいろいろなことを御考慮なされた中に、自治体の補欠選挙が同時に行われる公職選挙法の建前、これはこの間きまつたばかりでまだ記憶にも新しいところでございますが、このことは御考慮に入れなかつたかどうか、その点をお伺いいたします。

○岡崎政府委員 この点も一応考慮いたしました。その結論は、やはり延ばした方がよろしいということになつたわけでありまして。

○今野委員 抽象的な言葉になりますけれども、さつき申したように、国民が政治に参与する積極的な機会を失つても、やはり事務上の便宜を得た方がよろしい、こういうふうな解してよろしいのでございませうか。

○岡崎政府委員 どうもおつしやること、はつきりよくわかりませんが、要するに提案理由で、政府の御説明は十分であると思つたので、その点をよく御了承願ひたいと思つたので、その点を御回答を回避なさ

るように見えるのは残念であります。しかし私は次のもう一つの点に移りたいと思つた。もう一つの点は、この間いろいろのことを事務局当局に質問した。それは自治庁の鈴木次長に対しては、地方公務員法が次の臨時国会におそらく九月かそこらになるが、これに提案されるかどうか、そうしたら、それからもう一つ自由党において、この間の参議院の選挙その他にかんがみ、教員の政治活動を禁止する意図があるというところが、新聞に出ていたけれども、そのことについて、文部省は承知しておるかと言つたら、今度は文部省の關口局長は、大体新聞に出ておる程度は存じておる、こういうことである。それからもう一つは、参議院の選挙において、教員がどういふふうな活動したか、どういふ選挙違反をやつたか、こういうことについて調査しておるかということも、文部省から説明があつたわけでありまして、それらの点を総合いたしました。それでは十月五日あるいはそれを繰上げて九月十日とか二十日とか、そういうときに選挙を行うならば、選挙告示はずつと前になりますから、従つて教員の政治活動は今まで通りでよろしいことになる。ところが十一月十日になれば、おそらくはその前に選挙活動ができなくなるであらうが、そういうふうな承知してよろしいか、こういうふうな御質問したところが、お話の通りですという答えを得たわけでございます。そうすると、その点について、官房長官もやはりそういうふうにお考えになるかどうか、それをひとつお伺いしたいと思つた。

○岡崎政府委員 この選挙期目を延ばしたものは、たゞ御説明しなされた通り、何ら政治的の意図はないのでありますから、延ばしておいて、その間に教員の政治活動禁止の法案を出さうというふうな下心があつてやつたわけではないのであります。但し、私も政府の者ではありませんが、同時に自由党の党員であります。党の政策がどうきまりますかによりましては、その党の政策を忠実に履行することが私の建前でありまして、党でいかように決定されまはすかは、まだわかりませんが、その点もあつたかどうかということでは、客観的にどうなるかということでは、政府の答に二つの異なる答えがあることは私は思ひませんけれども、客観的にどういふふうなる見通しがあるかということについて、御承知なさるかどうか、その点をお伺いいたします。

○岡崎政府委員 それはただいま申しました通り、今のところは、そういう意図でやつておるわけではないのであります。同時に、党の方で決定されることかどうなるかによりましては、これは将来のことでもわかりません。

○今野委員 大体それでよろしいのであります。客観的には、そういうことを最近の自由党から出すというふうな、新聞にも出ていたし、それから仮提出にもたび／＼なつておられますが、教員の政治活動に関することは、大体自由党の意図として、世間でも了承して来ておるようでありまして、そういう事柄と結び合せて考えたときに、やはりこの法案をこのままの形で出すことは、世間でいわれる梨下

の冠、瓜田のくつといひますか、そういうことわざに當てはまるような不明朗なことにはなりはしないか、こういうことを私どもはおそれるわけでありまして、その点でやはり政府として、事務上の若干の不便はあつても、これは撤回なさる意思はないかどうか、お伺いしたいのであります。

○岡崎政府委員 政府は全然妙な意図を持つて出したわけではありませぬから、これを撤回する意図はありませぬ。○長野委員 他に御質疑はございませぬか。——御質疑がなければ、質疑はこれにて終了するに御異議ございませぬか。

○長野委員 御異議なしと認めます。よつて質疑はこれにて終了いたしました。

これより討論に入ります。岡延右エ門君。

○岡(延)委員 私は昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案につきまして、自由党を代表いたしました賛成の意を表せんとするものであります。この法案は、きわめて簡単でありまして、教育委員の選挙を一箇月延ばすという、この提案理由の説明の中にあります通り、案理を尽した、延ばすことの必要を痛切に感ぜられる底の法案であります。私はこの意味におきまして、この法案に対し自由党を代表いたしました賛成の意を表します。もしそれ、先ほどから問題になつておられます教員選挙運動禁止云々の問題は、かりに自由党がその法案を提出したという架空の事実——これは現在仮提出になつておりませぬ。その事実をとらえて、いろいろ質疑といふよりは、討論に近い論議がありました。おそらく他の政党内ではこの問題を云々するであらうが、私はこの問題はそのときに論議すべきであつて、現在これに触れることは、妥当でないと思つたので、ゆえに、これには一切触れないことにいたします。

以上をもつて私の賛成理由といたします。

○長野委員 小林信一君。○小林(信)委員 国民民主党は本案に對して、根本的には賛成であります。しかしこの法案の提案の理由、あるいは提案の時期といふようなものから考えまして、一応この際教育委員会なるものに対する政府の見解を確立していただきたいということを申し上げて、賛成するものであります。

先ほどの質疑にもありましたように、ただいまの時期になつて、十月五日の選挙を十一月十日に延期するといふような、足元から鳥が飛び立つような法案を提出することは、政府が選挙に對して、きわめて忠実でないといふことが言えると思つた。やはり第七国会あたりで、相当に用意さるべきものであつたことは、だれが聞いてもなすけるところでありまして、こういう点から、とかく教育行政が一般行政から取残されるという点は、文部省としまして、相当考へなければならぬ点だと思つた。さらに、いろいろの問題から十一月十日に繰下げられたわけでありまして、十一月十日は、先ほど私が申しましたように、地方は農繁期であります。私の縣あたりは、最もその最中でありまして、おそらく相当な乗権が予想されるのであります。

て、いろいろ質疑といふよりは、討論に近い論議がありました。おそらく他の政党内ではこの問題を云々するであらうが、私はこの問題はそのときに論議すべきであつて、現在これに触れることは、妥当でないと思つたので、ゆえに、これには一切触れないことにいたします。

現在の教育委員会の使命と教育委員会のあり方を考えますときに、もつと一般国民の関心を高めて、いよく国民の総力によつて、教育委員会の構成を確立しなければならぬという大事なときだと私は思います。しかも第一回の選挙におきましては、相当批判すべき事項が多々あつたのでありまして、この際第二回の選挙を行うにあつては、慎重な態度が必要である。さらに次期の教育委員会の選挙を考えますときに、各地方に、一応町村に教育委員会を設置するという今の予定である以上、この際教育委員会の選挙が最も重大な時期ではないかと考えるのであります。いろいろな煩雜あるいは多忙というよ様な点から繰下げられて、しかも農繁期に持込まれておるとするならば、一般国民が教育委員会の選挙にいかなる態度をとるかという点を考えまして、もつとあらゆるものの行事あるいは予定から優先して、この選挙の日程を決定すべきである。しかもこれをもつと早期に決定すべきであるという点から、私はこれに注文をつけるわけでありませう。先ほど来から、教職員の選挙運動禁止の問題等が、これに對していろいろと予想されたことは、政府の責任と私考であるのであります。

もう一つ私が臆測を申し上げるならば、教育委員会に対する各政党の態度というものが、前の教育委員の選挙のときに、きわめてこれに無関心であつたために、今度の選挙においては、われ／＼政党内、せひとも議席を獲得しなければならぬという考えを持つておると思ひます。従つて、もしこれを十月五日に実施するならば、ちようど国会の開会中である。その時期にもし行ふとするならば、そういう考えを持つておる政党の幹部諸君が地方に出て、自分たちの党勢を教育委員会の中に拡張して行くことができないというよ様な点も考慮して、十一月十日に延ばされたのだと推測せられてもやむを得ないと思ふ。もつと政府はこの問題に對して慎重に、もつと早期にこの問題を解決しておくべきだという点を私つけ加えまして、わが党の賛成意見を申し上げます。

○長野委員長 坂本泰良君。
○坂本(泰)委員 私日本社会党を代表いたしましたして、本法案に反対の討論をいたします。

第一の理由は、この選挙を一箇月延期する結果は、教育委員の職務執行と教育行政との間に、空洞が生ずるのでありまして、かようなことは、最もわれ／＼は慎まなければならぬ。ことにわれ／＼としましては、教育委員の選挙に、非常なる関心をもち、日本の将来の教育の発展によつて、第二の国民の養成に對して、非常なる関心を持つ者としまして、かような空洞を生ずるといふことについて、非常に遺憾にたえないのであります。

第三の理由は、先ほど岡崎官房長官も見えまして、提案理由を詳しく説明された。もちろん各法律案に對する提案理由よりも、この提案理由は非常に詳しくできておるのであります。詳しくできておるから、われ／＼はかえつて反対にこれを重視するものでありませう。というのは、この理由に揭げてあります数項の項目は、單なる申訳的なものでありまして、われ／＼はかような形式上表面的なものについて惑わされることなく、真にこの法の根本を考へなければならぬ。しかして法の根本を考へ、その上に法の運用を考へなければならぬのであります。私は、この法案は、單に形式上、一箇月選挙を延ばすだけにすぎないという簡單な理由でありませうが、この点について重大なる関心を持つておるのであります。それはこの法案が参議院を通過いたしますまでは、さほど客觀情勢が――この教員の政治活動に對しての客觀情勢は、あることはありましたが、その大した問題ではなかつたのであります。しかしながら、わずかに二、三日のうちに、この客觀情勢は非常に變化して参つたのであります。すなわち岡委員は、何らそういうことではないと申されませうが、われ／＼が調査するところによると、公職選挙法の改正が自由党の手によつて行われんとおるのであります。そうして、教員の政治活動を弾圧せんとおるのであります。私はこの教育委員の選挙こそ、真に教職員が率先してその選挙に當つてこそ、初めてりつばな教育委員ができておると思ひます。自由党の諸氏は、あの第二次吉田内閣におきまして

しまして、反対を申すものであります。第三の理由は、先ほど岡崎官房長官も見えまして、提案理由を詳しく説明された。もちろん各法律案に對する提案理由よりも、この提案理由は非常に詳しくできておるのであります。詳しくできておるから、われ／＼はかえつて反対にこれを重視するものでありませう。というのは、この理由に揭げてあります数項の項目は、單なる申訳的なものでありまして、われ／＼はかような形式上表面的なものについて惑わされることなく、真にこの法の根本を考へなければならぬ。しかして法の根本を考へ、その上に法の運用を考へなければならぬのであります。私は、この法案は、單に形式上、一箇月選挙を延ばすだけにすぎないという簡單な理由でありませうが、この点について重大なる関心を持つておるのであります。それはこの法案が参議院を通過いたしますまでは、さほど客觀情勢が――この教員の政治活動に對しての客觀情勢は、あることはありましたが、その大した問題ではなかつたのであります。しかしながら、わずかに二、三日のうちに、この客觀情勢は非常に變化して参つたのであります。すなわち岡委員は、何らそういうことではないと申されませうが、われ／＼が調査するところによると、公職選挙法の改正が自由党の手によつて行われんとおるのであります。そうして、教員の政治活動を弾圧せんとおるのであります。私はこの教育委員の選挙こそ、真に教職員が率先してその選挙に當つてこそ、初めてりつばな教育委員ができておると思ひます。自由党の諸氏は、あの第二次吉田内閣におきまして

は、大選挙区を中選挙区に変更いたしましたのであります。しかしながら、その結果は社会党が第一党になつたのであります。かように自由党の諸君は、まつたく党利党略によつて、神聖なる法を應用しておるのであつて、法をもてあそぶものはなほだしいと思ひます。かように考へて参りますと、この一箇月の延期というものは、その裏にひそみまするところの重大な問題がある。その重大な問題は、真に敗戦後におけるところの日本の教育を、戦時中のよらしむべし、知らしむべからずという教育に逆もどりする傾向にあるということとを、私はここに断言してはばからないのであります。もしも岡崎官房長官が言われたように、この一箇月延びた結果が、自由党から出されましたところの教職員の政治活動の弾圧の用に供せられなかつたならば、私は全国の教職員のために、また国民のために幸いといふものであります。もしもかような結果にならなかつたならば、国家のために幸福であるのであります。私はかようにならぬことをこいねがひ、ここにこの三つの理由によりまして、本法案に對して反対いたしますのであります。

○長野委員長 今野武雄君。
○今野委員 私は日本共産党を代表いたしますして、本法案に對して、反対の意を表明せんとするものであります。

この法案は、非常に簡單な、事務的な法案のように見えます。しかしながら、この時間を延ばすとか縮めるとかいうことは、やはりその間にどういふことが行われるかという、そのことと関連して考へなければ、その中身を考

えなければ、とてもこれはわかるものじやないわけですから、それでその中身をよく考へてみると、どうも一箇月余期間を延ばすという理由が、あまりにも薄弱であることがわかるわけでありませう。教育委員の選挙という重要なことを、事務的な理由によつて延ばすということは、よほどの理由がなければいけません。それからまた選挙法には繰上げ選挙というものがあつた。しかしながら、そういう繰上げ選挙という制度があるにもかかわらず、それをどうして利用しないか。その理由に至つては、国勢調査の予備調査があるとか、あるいは選挙人名簿がどうのこうのといふことが言つてありますけれども、しかしそれだけでは、この法律を利用しない理由としてほまつたく薄弱であります。

そうして第二に、さつきの文部省の政府委員の話でも、とにかく第七国会でもつて教育委員会法の改正をやつたときには、このことがはつきりしていなかつた。そして公職選挙法の改正があつた後にはつきりしたといふのであります。第七国会です。そのときには、あそこへ成案となつて出て来たときには、もうすでにいろいろ／＼な話がわかつていたはずであります。従つてさきの第七国会において教育委員会法の改正をやつた時に、このことが予想できなかつたといふことは、何かやはり單なる言い訳にすぎないと言ひよりしようがない。そうしてみると、その後における事態によつて、こつちふふなことが強行されるに至つた、こつちを見るよりしかたがないわけでありませう。

その後の事態と申しますと、一番大

七

きな客観的な事実、参議院の選挙があつたことである。そうしてこの参議院の選挙でもつて、教員組合が相当社会党の公認として進出した。そういうようなことについて、自由党では、これじやいけないということ、教員の選挙運動を何とか制限しなければならぬ、こういう意図があることは、新聞にも報じられ、そしてそれを裏づけるがごとく、政府では文部省をしてその事実をいろいろ調査せしめたわけでありませう。こういうようなことと並んで考えなければ、この法案ができた理由がはつきりしないのです。そうして今回では、ことによると地方公務員法も出るかと思われていたのであります。やはり地方税法の關係なんかでとら／＼出されないので、次の国会に延ばされ、それもおそらくは九月ごろに行われるだろう、こういうことがわかつてゐる。それから自由党の地方公務員法にもかかわらず、やはり教員の政治活動を制限しよう、こういうような意図は今までもはつきりと出て来ている。そういうこととあわせ考えると明らかにならう、十月五日に選挙をやるとすれば、教員はまた再び選挙活動を盛んにやるであらう、十一月十日ぐらゐまで延ばしておけば、それができなくなる。その点をねらつたと言われている。客観的にその意義づけられるわけでありませう。従つてこの法案の一番大きなねらいは、自由党吉田内閣が今盛んにやつておられます警察の予備隊の件もそうでありませう。

たといば昨日のごときは、新聞通信社関係の記者を首切るといふようなこともどん／＼

やつておる。
○長野委員長 今野君、御発言をなるべく穩やかに行くようにひとつ御考慮を願ひます。
○今野委員 そればかりではなくして、もう一つ問題がある。それが十月五日に選挙をやるならば、そのときに公職選挙法によつて地方議会の補欠選挙も行われるわけでございます。その数はどのくらいになるか、これは十月五日にならなければわかりませんが、しかし全選挙管理委員会のざつとした調べによりますれば、都道府県においては、現在のところ一割弱の欠員がある。それから市町村においては約半数の欠員があるわけでございますが、そういうものが選挙される。ところが御承知の通り、現在世の中の変化が非常に進んでいる時代である。機会がありさえすれば、国民の意思を投票によつて問うといふことが、非常に必要な時期でございます。こういうような時期に、やはり十月五日にも選挙が行われますれば、ついでに国民の意思を十分地方選挙によつて表明する機会が与えられるわけでありませう。ところが十一月十日になりますれば、これは四月選挙の半年前以内といふことになりませう、だからこれは選挙が行われないうことになるわけでありませう。そうすると当然これは事務的な理由によつて、それに優先すると考えられるような国民の政治上の権利を破壊するような、そういう結果になるわけでございます。この点も、官房長官はお考えになつた上でやつたといふのであります。私どもとしましては、考えた上でこういう結論が出るというのは、まづ

たく承服したいのであります。こういう点を総合しまして、私どもとしては、結局この法案が国民の政治的権利を奪う法案である、時間の延長という、ほんのちよつとしたことのように考えられるのであります。国民の政治的権利を奪う、特に教員の権利を奪う、憲法に違反する法律にもなりかねない。この法案自身では、そうならないのですけれども、その一部も考えられる。こういう意味で、私どもはこれに不賛成を唱えるものであります。

○長野委員長 ただいまの今野君の発言中、穩やかなない語句があつたかのように感じました。よく速記録を調査いたしました上で、委員長においてなるべく処理いたします。
これにて討論は終局いたしました。昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案について採決いたします。原案に賛成の諸君の御起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○長野委員長 起立多数。よつて原案の通り可決せられました。
なお報告書の提出につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○長野委員長 それではさよう決します。

本日はいかにて散会いたします。明日は午前十一時より開会し、請願及び陳情等の審査を終了したいと存じます。なお明後日は閉会中の審査案件の御審議、御決定を願ひ、これに伴う委員派遣の承認申請を御決定願ひたいと存じます。

午後五時三十五分散会

〔参照〕
昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
〔都合に依り別冊付録に掲載〕

昭和二十五年八月十七日印刷

昭和二十五年八月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷行